

# 意見書

平成20年6月20日

総務省情報通信政策局  
放送政策課 御中

〒700-0821  
住所 岡山市中山下1-8-45  
NTTクレド岡山ビル11F  
氏名 岡山エフエム放送株式会社  
代表者 代表取締役 松岡 俊郎

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会報告書」(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
14頁	表内	第1章 実現する放送／地方ブロック向けデジタルラジオ放送	FM放送事業者がこれまで取り組んできたFM多重放送やFMケータイ等のノウハウは「通信・放送融合型サービスの実現」において活用できるものであり、「地域文化・地域振興」についてもこれまで貢献してきた経緯から、FM放送事業者の活用を重視してもらいたい。
21頁	全行	第3章 周波数の割り当て／2 割当て周波数の検討／(3)V-LOW、V-HIGHの割当ての考え方	V-LOWを使用する放送についても受信端末は携帯電話端末を視野に入れ、V-HIGHと同等の受信条件が確立されていることを前提に、「全国向け放送」と「地方ブロック向け放送」の周波数帯域の割り当てを提案して頂きたい。
23～24頁	23頁最終行～24頁全行	第3章 周波数の割り当て／2 新たな周波数割当て方法の検討／(2)「地方ブロック向け放送」の扱い	地方ブロック間の連携及び採算性のある事業として成立させるため、ブロックの区分けについては全国的な連携を可能とする事業者の申請を基本とする制度の整備を強く望む。
27～30頁	27～29頁全行及び30頁24行まで	第4章 制度のあり方／2 参入規制／(1)参入の枠組み(いわゆるハードとソフト)／ア ソフト事業、イ ハード事業、ウ ハード・ソフト分離制度の導入	「ハード・ソフトの分離」の概念については大いに賛同する。
34頁	12～14行	第4章 制度のあり方／3 事業規制／サイマル放送の扱い  ただし、サイマル放送が過度に増えることは、マルチメディア放送の新規性の観点から好ましくないことから、例えば、事業者の比較審査の際に新規コンテンツを盛り込んだ放送を多く有する者を優遇すること等も考えられる。	現行のアナログ放送の中には地域に根差した、需要の高いコンテンツがあり、更にデータ放送、画像コンテンツ等を付加することにより、ユーザーの要望を満たすものとなり得る。サイマル放送を含むコンテンツの工夫については事業者審査の中で評価を与えるべきである。
37頁	13～最終行	第4章 制度のあり方／3 事業規制／ソフト事業者とハード事業者の間の規律	「ブロック向け放送」において地域格差を生じさせないためにも、ソフト事業者の経済力に配慮した受け入れができるハード事業者の参入を望む。また、公共の福祉に資する規律を確保するためにもソフト事業者には免許に準じた認定制度の導入を希望する。